

○広島修道大学ネットワーク管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学の情報ネットワークの適正かつ効率的な管理運用のために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程に定める「ネットワーク」とは、以下のコンピュータ通信にかかわる装置・設備及び関連事項をいう。

- (1) 本学構内間及び各建屋間を接続する基幹LANに関わる通信回線及びその接続装置
- (2) 各建屋内の各室の情報コンセントまでの通信回線及びその接続装置
- (3) 上記回線上で稼働するサーバーシステム
- (4) 本通信回線運用上必要なIPアドレス、サブドメイン名、通信プロトコル等のLAN
関連事項

(運用責任者等)

第3条 ネットワークの円滑な運用を進めるために、ネットワーク運用責任者を置く。

- 2 ネットワーク運用責任者は情報センター長をもって充てる。
- 3 本学のJPNIC(社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター)登録の代表者は学長とし、JPNIC登録の登録担当者は情報センター長をもって充てる。

(管理範囲)

第4条 本管理規程の対象とするネットワークの範囲は以下のとおりとする。

- (1) 学内基幹LAN及びその関連機器
 - (2) 外部機関との接続に関わる回線網及びその関連機器
 - (3) 各建屋内の配線及び接続関連機器、各室の情報コンセント
 - (4) 対外接続及び関連機器
- 2 情報コンセント以降の、配線や機器は各利用者の管理とする。

(管理業務)

第5条 ネットワーク運用責任者は、以下の業務を行う。

- (1) 構成管理に関すること
- (2) 障害管理に関すること
- (3) 性能管理に関すること
- (4) セキュリティ管理に関すること
- (5) その他、ネットワークの管理に必要な事項

2 日常的な維持管理のため、ネットワーク運用責任者の指揮のもとに情報センターは以下の業務を行う。

- (1) DNSサーバ等のネットワーク関係サーバの管理運用
- (2) IPアドレス、サブドメイン名、ホスト名の管理
- (3) 通信経路の維持
- (4) ルータ等の維持管理と経路制御
- (5) その他、ネットワークの運用に必要な事項

3 これらの業務に必要な規則、管理手続き等必要な事項は、別に定める。

(利用者)

第6条 ネットワークを利用できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) ネットワーク運用責任者が認めた者

(機器の接続)

第7条 ネットワークに機器を接続できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の学部、研究科、研究所等の教育研究組織
- (4) 本学事務組織
- (5) ネットワーク運用責任者が認めた者

(接続申請)

第8条 機器をネットワークに接続しようとする者は、ネットワーク運用責任者の承認を得なければならない。この接続に必要な規則、手続き等必要な事項は、別に定める。

(使用停止等)

第9条 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、ネットワーク運用責任者は、利用者に改善を求めるとともに、事由によっては、事態が改善するまでの間、接続機器の切り離し又は使用停止等の仮の措置をとることができる。

- (1) 利用者が法令及び本学諸規程に反する行為を行った場合
- (2) 利用者が本学又は外部のネットワークシステムに重大な損害又は不利益を与えた場合
- (3) 利用者がネットワークの円滑な運用を妨げる行為のあった場合
- (4) その他、ネットワーク運用責任者が必要と認めた場合

第10条 ネットワークの適正かつ効率的な活用を図るため、その利用について必要な事項を別に定める。

(事務担当)

第11条 この規程に関する事務は、情報システム課が担当する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、1999年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、1999年12月16日に第4条、第10条を改正し、第10条の2を新たに付け加え、1999年12月16日から施行する。
- 3 この規程は、第1条を2004年10月28日に改正し、2005年1月28日から施行する。
- 4 この規程は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 5 この規程は、2011年10月27日に改正し、2012年4月1日から施行する。